

岩手県過疎地域等政策支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）に基づき岩手県（以下「県」という。）が設置する県過疎地域等政策支援員（以下「政策支援員」という。）の業務等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するためには、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があることから、県が専門人材を確保することによって、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行うことを目的とする。

(業務内容)

第3条 政策支援員は、地域住民、事業者、関係機関、市町村等と連携し、設置目的に応じて、小規模町村伴走支援及び空き家等活用促進に係る別途定める業務を行う。

また、その業務については、「①過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村」を対象地域とし、「②過疎地域を有しない区域（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「③過疎地域を有する区域」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。なお、「④条件不利地域又は人口急減地域を有しない市町村」の支援業務には従事しないこと（①～④は、別表に掲げるとおりとする）。

(委嘱)

第4条 政策支援員は、知事が委嘱し、県ホームページ等において委嘱者を公表する。なお、委嘱方法及び委嘱に当たっての具体的な要件並びに名称は、政策支援員の設置目的に応じて別途定める。

(委嘱期間)

第5条 政策支援員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(報酬等)

第6条 政策支援員に支払う報酬又は謝金あるいは政策支援員の活動に必要な経費の支給方法は、別途定める。

(守秘義務)

第7条 政策支援員は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはなら

ない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第8条 政策支援員が自己都合により任期の途中において退任を希望する場合の処理については、別途定める。

(解任)

第9条 知事は、政策支援員が次の各号に該当する場合は、政策支援員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障等で政策支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 政策支援員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 第1号から第3号のほか、別途定める事項に該当したとき。

(県の役割)

第10条 政策支援員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援を行う。

- (1) 政策支援員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村、関係機関等との調整
- (3) その他政策支援員の円滑な活動に必要なこと

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

別表 対象地域

市町村	① 過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村			④ 条件不利地域を有しない市町村
		② 過疎地域を有しない区域	③ 過疎地域を有する区域	
盛岡市	○	全域		
宮古市	○		全域	
大船渡市	○		全域	
花巻市	○	旧花巻市、 旧石鳥谷町	旧大迫町、 旧東和町	
北上市	○	全域		
久慈市	○	旧久慈市	旧山形村	
遠野市	○		全域	
一関市	○		全域	
陸前高田市	○		全域	
釜石市	○		全域	
二戸市	○		全域	
八幡平市	○		全域	
奥州市	○	旧水沢市、旧前 沢町、旧胆沢町	旧江刺市 旧衣川村	
滝沢市				○
雫石町	○	全域		
葛巻町	○		全域	
岩手町	○		全域	
紫波町	○	全域		
矢巾町				○
西和賀町	○		全域	
金ケ崎町				○
平泉町				○
住田町	○		全域	
大槌町	○		全域	
山田町	○		全域	
岩泉町	○		全域	
田野畑村	○		全域	
普代村	○		全域	

軽米町	○		全域	
野田村	○		全域	
九戸村	○		全域	
洋野町	○		全域	
一戸町	○		全域	